

公益財団法人愛媛県消防協会定款施行規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人愛媛県消防協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項に規定する事業の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰及び表彰基準)

第2条 定款第4条第1項第4号に規定する表彰は、次の各項に掲げる基準によるものとする。ただし、公益財団法人愛媛県消防協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 表彰旗は、規律厳正にして技能熟達し、各般の施設装備が充実し、平素よく消防活動に努め特に成績拔群他の模範であり、防火思想の普及、消防施設の整備、その他災害防ぎよに関する対策について、特に成績優秀である消防団に贈与するものとする。
- 3 竿頭綬は、次の各号のいずれかに該当する消防団又は分団に贈与するものとする。
 - (1) 規律厳粛で技能熟達し、かつ、各般の施設が充実して他の模範であるもの。
 - (2) 平素よく消防の使命達成に努め、かつ、区域内における火災の出火率が累年にわたり著しく低下したことが認められるもの。
 - (3) 水火災その他の災害現場において、定款第41条の規定に基づく公益財団法人愛媛県消防協会会員に関する規則（以下「会員に関する規則」という。）第2条に規定する普通会員（以下「会員」という。）として功労拔群の活動をなし、他の模範であるもの。
- 4 功績章は、消防の改善発展に特段の功績のある者に贈与するものとする。
- 5 功労章は、水火災その他の災害に際し、消防業務につき功労拔群で他の模範となる者に贈与するものとする。
- 6 勤続章は、消防団員として10年以上勤続して、その間業務に精励し、他の模範となる者に贈与するものとする。
- 7 規律章は、消防団員として規律厳粛にして技能熟達し、他の模範となる者に贈与するものとする。
- 8 表彰状は、第2項から第7項までの規定に該当するもののほか、消防に関し特に功労顕著な団体又は個人に贈与するものとする。
- 9 感謝状は、消防機関又は会員以外で消防に関し特に功績があり、感謝状の贈呈が適当であると会長が認めたものに贈呈するものとする。

(表彰状等の様式)

第3条 前条第2項から第9項までに規定する表彰状等の様式は、会長が定めるものとする。

(表彰の推薦及び審査)

第4条 支部長（定款第44条第1項に規定する支部長をいう。以下同じ。）又は市町長（一部事務組合長を含む。以下同じ。）は、第2条に規定する表彰に該当するものがあるときは、様式第1号又は様式第2号により会長に推薦するものとする。

2 表彰は、会長自らが行うほか、前項の規定により、会長及び業務執行理事（定款第22条第3項に規定する業務執行理事をいう。）で審査選考のうえ決定するものとする。

(福祉厚生)

第5条 定款第4条第1項第8号に規定する会員の福祉厚生に関する弔意救済は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員が職務遂行中に死亡したときは、10万円以内の弔慰金を贈る。
- (2) 会員が職務遂行中に身体に障害が生ずるに至ったときは、1万円以内の障害見舞金を贈る。
- (3) 会員が職務遂行以外で死亡したときは、1万円以内の弔慰金を贈る。
- (4) 会員が職務のため出動中、自宅が火災、風水害、震災その他の災害（災害対策基本法第2条第1号に該当しない災害。次号において同じ。）によつて災したときは、1万円以内の見舞金を贈る。
- (5) 会員が職務以外で不在中、自宅が火災、風水害、震災その他の災害によつて災したときは、5,000円以内の見舞金を贈る。

2 前項各号に定める弔慰金又は見舞金は、次の各号によるものとする。

- (1) 弔慰金は、その葬儀を執行する喪主に贈る。ただし、弔慰金を受ける遺族のないときは、葬儀費用に充てるものとする。
- (2) 見舞金は、当該会員に贈る。

3 前2項の規定は、定款第10条に規定する評議員、定款第22条第1項に規定する理事及び監事並びに定款第45条第2項に規定する事務局長及び職員（(嘱託又は臨時的に雇用された職員を除く。)）に準用する。

(弔意救済の申請)

第6条 前条の規定による弔意救済に該当する者があるときは、次の各号によるものとする。

- (1) 該当者が消防長又は消防団長（以下「消防長等」という。）であるときは、その任命権者である市町長が申請するものとする。

- (2) 該当者が消防長等以外の会員であるときは、消防長等が申請するものとする。
- (3) 消防長等は、会員が死亡したときは、様式第3号による会員死亡速報を会長に提出するものとし、殉職の場合は、様式第4号による殉職会員調書を併せて提出するものとする。
- (4) 消防長等は、会員が職務のため障害を受けたときは、様式第5号による職務上の障害者調書を会長に提出するものとする。
- (5) 消防長等は、会員の自宅が災したときは、様式第6号による会員り災報告を会長に提出するものとする。

2 前条第3項の準用規定は、事務局長が会長にその事実を報告することによって、申請とみなす。

(障害の程度)

第7条 第5条第1項第2号に規定する障害の程度は、日本消防協会福祉共済制度規約による障害の規定を準用するものとする。

(会議の招集時期)

第8条 定款第17条及び第32条の会議の招集時期は、開催日の法令で定められた日前までに、期日及び場所並びに付議事項を明らかにした文書を発送して通知するものとする。ただし、臨時又は急を要する事案があるときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この規則に定めのない事項については、必要の都度会長が決定する。

附 則

- 1 この施行規則は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 財団法人愛媛県消防協会寄附行為施行細則は、廃止する。